

令和7年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

(単位：円)

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） 満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分		3号認定（0～2歳児クラス） 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで							
	対象施設・事業		認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
	きょうだい区分※1		第1子		第2子		第1子		第2子	
	保育必要量		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A		生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B		市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
C		市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
市民税所得割額※2	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯※3	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※1 きょうだい区分の決定方法は「横浜市保育所等利用案内」もしくは「横浜市保育所等利用料のご案内」を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※2 利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に決定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。
政令指定都市の場合平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）

※3 E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

・月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

※3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25※